

平成20年第4回常陸太田市議会定例会会議録

平成20年12月12日(金)

議事日程(第4号)

平成20年12月12日午前10時開議

日程第 1 報告第20号

日程第 2 議案質疑 議案第76号ないし議案第97号

本日の会議に付した事件

日程第 1 報告第20号(採決)

日程第 2 議案質疑 議案第76号ないし議案第97号

出席議員

| | | | |
|-----|--------|-----|-------|
| 議長 | 黒沢義久君 | 副議長 | 茅根猛君 |
| 1番 | 木村郁郎君 | 2番 | 深谷渉君 |
| 3番 | 鈴木二郎君 | 4番 | 荒井康夫君 |
| 5番 | 益子慎哉君 | 7番 | 平山晶邦君 |
| 8番 | 成井小太郎君 | 9番 | 福地正文君 |
| 12番 | 菊池伸也君 | 13番 | 関英喜君 |
| 14番 | 片野宗隆君 | 15番 | 平山伝君 |
| 16番 | 山口恒男君 | 17番 | 川又照雄君 |
| 18番 | 後藤守君 | 20番 | 小林英機君 |
| 21番 | 沢嶋亮君 | 22番 | 立原正一君 |
| 23番 | 梶山昭一君 | 24番 | 高木将君 |
| 25番 | 生田目久夫君 | 26番 | 宇野隆子君 |

欠席議員

| | | | |
|----|-------|-----|-------|
| 6番 | 深谷秀峰君 | 10番 | 高星勝幸君 |
|----|-------|-----|-------|

説明のため出席した者

| | | | |
|--------|--------|--------|-------|
| 市長 | 大久保太一君 | 副市長 | 梅原勤君 |
| 教育長 | 小林啓徳君 | 総務部長 | 川又善行君 |
| 政策企画部長 | 江幡治君 | 市民生活部長 | 五十嵐修君 |
| 保健福祉部長 | 綿引優君 | 産業部長 | 赤須一夫君 |
| 建設部長 | 富田広美君 | 会計管理者 | 大森茂樹君 |

| | | | |
|------|-------|--------|-------|
| 水道部長 | 高橋正美君 | 消防長 | 篠原麻男君 |
| 教育次長 | 根本洋治君 | 福祉事務所長 | 深澤菊一君 |
| 秘書課長 | 山崎修一君 | 総務課長 | 川上明文君 |
| 監査委員 | 檜山直弘君 | | |

事務局職員出席者

| | | | |
|---------|------|----------|------|
| 事務局長 | 大谷利行 | 副参事兼総務係長 | 吉成賢一 |
| 次長兼議事係長 | 菊池武 | | |

午前10時開議

議長（黒沢義久君） ご報告いたします。

ただいま出席議員は24名であります。

便宜、欠席議員の氏名を申し上げますから、ご了承願います。6番深谷秀峰君、10番高星勝幸君、以上2名であります。

よって、定足数に達しております。

直ちに本日の会議を開きます。

議長（黒沢義久君） 本日の議事日程は、お手元に配付いたしました議事日程表のとおりいたします。

日程第1 報告第20号

議長（黒沢義久君） 日程第1，報告第20号専決処分の承認を求めることについて（平成20年度常陸太田市一般会計補正予算（第4号））についてを議題といたします。

報告第20号については、質疑、討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

お諮りいたします。

報告第20号専決処分の承認を求めることについて（平成20年度常陸太田市一般会計補正予算（第4号））については、原案承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（黒沢義久君） ご異議なしと認めます。よって、報告第20号については、原案承認することに決しました。

日程第2 議案質疑

議長（黒沢義久君） 日程第2，議案質疑を行います。

議案76号から議案第97号まで、以上22件を一括議題として、通告順に発言を許します。

22番立原正一君の発言を許します。

〔22番 立原正一君登壇〕

22番(立原正一君) 22番立原正一でございます。通告順に質疑をいたします。

私は、議案第76号、議案第77号、議案第82号、議案第84号、議案第88号の5つの議案について、順次質疑をします。

初めに、議案第76号でございます。常陸太田市工業団地等の固定資産税の課税免除に関する条例の制定についてでございます。これにつきまして、ページ15でございますが、ここに定義というのがございます。その中で、第2条に記載されてございますが、そこには、1から5の各項目がございます。私は(2)「大森町適地 都市計画法(昭和43年法律第100号)第9条第11項に規定する工業地域をいう」。それから、3につきまして、「適用業種 基本計画において、集積用地として指定する業種をいう」。この項目2点についてお伺いいたすわけでございます。

まず、1点目でございます。(2)の大森町適地につきまして、ちょっと記憶が薄らいでいるものですから、この地域はどのエリアをいうのか、まず1点お伺いしたいと思います。

それから、2点目の適用業種でございますが、いろいろ中には含まれているものもあるだろうということを疑問にいたしまして、その内容、詳細をご提示いただきたい。

次に、議案第77号でございます。これは、常陸太田市環境基本条例の制定についてでございます。これにつきましては、いろいろ説明ございまして、提案理由等からも必要だろうと感じております。それで、私はページ24、25のところに「第3章 常陸太田市環境審議会」というのがございます。その中で、第19条でございますが、その中の小さい項目に分かれております4番について、「審議会は、委員15人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する」ということで、(1)、(2)、(3)、(4)とありまして、(1)が産業界を代表する者、(2)住民を代表する者、(3)一般公益を代表する者、(4)公害に関し学識経験を有する者、この4つの者ということがありまして、この代表を15人にする。これは市長が委嘱するというところでございますが、まず第1点でございますが、この審議会委員の15人の選定につきましては委嘱するというのも結構なことではございますが、私以前から申し上げていますように、公募で選定することを考えるべきではないかと考えておりまして、それがまず第1点でございます。

それから、第2点でございますが、これの中で、15人を4つの代表する者の中にどのような振り分けをしていくのか。何人ずつ入れていくのかということがありますものですから、その点がどうなっているかということをお伺いしたいと思います。

次に、第82号でございます。これにつきまして、常陸太田市都市計画審議会条例の一部改正について、ここに提案理由といたしますと、「常陸太田市都市計画審議会を組織する委員の構成について見直しを行うため、本条例の一部改正を行うものである」と書いてございます。そこで、第1点目でございますが、43ページを開いていただきますと、ここに改正前後の、現行、それから改正案とございますが、そこを見ていきますと変化がわかるわけでありまして、まず、第1点目、提案理由でございますが、見直しを行うために一部を改正するとあります。この見直す目的は何か。何か今まで問題があったのかどうか。その点をまずお伺いしたい。

それから、人数を変更しております。まず、現行12名を13名に、1名追加となっております。その目的をお伺いしたい。

それから、3点目でございますが、学識経験者数を削減されておりますけれども、5名から2名という形に激減されておりますが、この辺の激減した理由でございますが、これもお伺いしたい。

それから、4点目でございますが、関係機関とは行政のほかはどこかの部署が入ったのかなという気がしますが、1名追加になっております。この辺のところを増員の理由を含めた形の中でお伺いしたい。

それから、5点目でございますが、あえて改正案の中には市民を3人以内と定義してございます。この辺の理由をお伺いしたい。

それから、6点目でございますが、これらの学識経験者とここに書いてございますが、これは5名だったものが2名になるということで、学識経験者の持つべき責務のところはどういうものかとおっしゃっているのかをまずお伺いしたい。

それから、7番目でございますが、市長の任命じゃなくて、ここもやはり公募的に持っていきばいいだろうということでございますので、思い切って見直しするということが前提になっておりますから、そのようなところを見直していただけないかということ、そのお考えをお伺いしたいと思います。

次に、議案第84号でございますが、常陸太田市公の施設に係る指定管理者の指定についてということで書いてございます。まず、45ページに指定管理者となる団体の名称というものが書いてございますが、余り聞きなれないものでございますから。これは新規かなと思っておりましてお伺いするわけでございます。それにしましては、この議会の承認を得るためには、提示資料が少ないだろうと。この会社がどういう会社であるかという経緯が全くわかりませんから、これを承認するしないの判断ができない。そういうことで本日質問いたしますのは、会社名についての経歴、この辺のことを説明いただきたい。もし、細かな資料でもあれば提示をしながらご説明をいただければと思っております。

次に、議案第88号でございます。これは、常陸太田市の平成20年度常陸太田市一般会計補正予算(第5号)についてでございます。この辺の内容につきまして説明いただきました。最終的に大きいものについて言いますと、公債費関係が多いかなと思っておるわけでございます。私がお伺いしたいのは、15ページの上のほうに、前段のところでございますが、3款の民生費でございます。3目、それから4目の点について質疑をしたいと思っております。まず、3目の児童措置費でございますが、20節扶助費が1,539万4,000円というものが、ここでマイナスされてございます。その内容でございますがご説明いただきたい。

それから、4目の児童クラブ費ということで同じ節、15節でございますが、工事請負費というものが、533万円ほどございます。これは施設整備工事となっておりますが、何をどのように、どこの施設を何をしたか、この辺の内容をご説明いただきたいと思っております。

次に、ページ16でございますが、款6の商工費のところ、2目の商工振興費、ここの奨励金、企業等立地促進のところ、546万5,000円というものが出てございます。その内容です。

それから、次に、款7土木費でございますが、その中で、6目駅周辺整備費というところで、

まず、13節の委託料でございます。そこで900万円、これが補正プラスで出てきておりまして、その下の19節の中では、負担金で、駅舎及び鉄道施設測量設計費ということで、ここで900万円がマイナス補正になってございます。この内容についてお伺いいたします。

以上で、1回目の質疑の内容はこれで終わります。

議長（黒沢義久君） 答弁を求めます。総務部長。

〔総務部長 川又善行君登壇〕

総務部長（川又善行君） 議案第76号常陸太田市常陸太田工業団地等の固定資産税の課税免除に関する条例の制定についての中での15ページ、大森町適地でございますけれども、大森町内の常磐自動車道、県道亀作石名坂線及び市道01145線、これは丹奈みのわ線でございます。これらに囲まれた地域22ヘクタールでございますして、都市計画の用途指定の当初より隣接する日立市と一体的に工業地域に指定されている地域でございます。

次に、適用業種につきましては、電気機械関連、建設機械関連、木材関連及び自動車関連産業に係る業種であって、プラスチック製品製造業、非鉄金属・金属製品製造業、一般機械器具製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業、電子部品製造業、精密機械器具製造業、情報サービス業、鉄鋼業、木材・木製品製造業、家具・装備品製造業、パルプ・紙・紙加工品製造業及び輸送用機械器具製造業の13業種となっております。

以上です。

議長（黒沢義久君） 市民生活部長。

〔市民生活部長 五十嵐修君登壇〕

市民生活部長（五十嵐修君） 議案第77号常陸太田市環境基本条例について、2つの質問にお答えをいたします。

まず、1点目の審議会委員の公募についてでございますが、環境審議会は環境全般について調査審議するものでありますので、委員の皆様には幅広い見地からご審議をいただくことが必要であると認識しております。適任である方を市長が委嘱をしてみたいと考えております。

2点目の委員の数でございますが、審議会が環境全般にわたり調査審議をする任務と役割であること、また、近年の環境問題は地球環境のほか公害問題も複雑多岐にわたり、専門的知識を要することが予想されますことから、人数を定めず、時流に応じた流動的な対応が必要と判断をしたところでございます。

以上です。

議長（黒沢義久君） 建設部長。

〔建設部長 富田広美君登壇〕

建設部長（富田広美君） 議案第82号常陸太田市都市計画審議会条例の一部改正に関するご質疑にお答え申し上げます。

初めに、見直す目的でございますが、今回の見直しは市民参画による審議会のさらなる充実とまちづくりに対する安心・安全への市民意識の高まりを受け、この安心・安全の観点を審議に取り入れるため改正するものでございます。

次に、委員を1名追加した目的でございますが、現在の都市計画審議会は12名の定数で委員の皆様にご審議をいただいているところでございますが、さらに、安心・安全の立場から精通している委員を1名追加することといたしました。

次に、学識経験のある者を減らした理由とあわせて市民3人を入れた理由でございますが、関連しておりますのであわせてご説明申し上げます。これまで、市は都市計画審議会への市民参加を図るため、市に在住されている学識経験のある者を委員としてお願いしてまいりました。今後も市民参加を確実なものとするためには条例上に明文化する必要があることから、市民の委員を加えることといたしました。増員をせずに現在の委員数の中から学識経験のある者を2名に、市民の方を3名としたものでございます。

次に、関係行政機関の職員の追加についてでございますが、安心・安全の立場からの職員の追加でございまして、この委員といたしましては、太田警察署長にお願いしたいと考えてございます。

次に、学識経験のある者についてでございますが、市といたしましては、広い知識と見識を持ち生活経験が豊かな方であると考えてございます。

最後に市長の委員の任命についての見直しの考えについてでございますが、都市計画とは市民の権利を一部制限することによって、公共の福祉の増進に寄与することでもございますので、委員の皆様には大所高所からご審議いただく必要があります。このため、適任である方を従来どおり市長が任命することで考えております。

次に、議案第88号平成20年度常陸太田市一般会計補正予算についての中の土木費の中の駅周辺整備費における委託料と負担金についてでございます。補正いたします委託料と負担金は、ともにJRに委託しております駅舎などの実施設計に係る費用でございます。将来、市が管理する施設については委託料、JRが管理する施設については負担金と区分して支出しておりますが、この設計の内容がJRにおいて見直しをされましたことから、負担の割合を変更するものでございます。具体的には委託費では、地球温暖化の防止に取り組むための太陽光発電施設の追加、効率を高めるための空調設備の2系統化、JRをまたぐ歩道橋などの鉄橋を追加設計するため増額となるものでございます。

一方、負担金でございますが、駅舎とホームの一体化を図ったことからホームの設計費用の縮減が図られまして減額となるものでございます。

議長（黒沢義久君） 教育次長。

〔教育次長 根本洋治君登壇〕

教育次長（根本洋治君） 議案第84号常陸太田市公の施設に係る指定会社の指定についての中で、指定管理者となる予定の株式会社アメニティエンジニアリングの会社概要についてお答えいたします。

平成9年に株式会社サンアメニティより出資を受け設立された会社であります。本社は東京都新宿区、つくば市に茨城支社があります。財務内容であります。資本金1,000万円、直近の1年間の売上高は2億2,600万円、従業員数120名であります。業務の内容であります。

施設の保守管理，清掃，消毒業務，防災設備保守業務，プール，体育館，テニスコートなどの管理運営業務，スポーツ教室開催業務及び指定管理者業務などを行っております。指定管理業務につきましては，県内では取手市の取手グリーンスポーツセンターの監視・水泳指導業務，それから潮来市民プール監視業務の実績があります。

以上でございます。

議長（黒沢義久君） 福祉事務所長。

〔福祉事務所長 深澤菊一君登壇〕

福祉事務所長（深澤菊一君） 議案第88号一般会計補正予算（第5号）につきましてお答えいたします。3款民生費，児童措置費の扶助費，児童手当1,539万4,000円の減額補正についてお答えいたします。児童扶養手当につきましては，父母の離婚等により父親と生計をともにしていない児童の母，あるいは母にかわって，その児童を養育している保護者など母子世帯等の生活の安定と自立を促進するため設けられている制度でございます。児童手当の減額補正1,539万4,000円でございますが，当初見込んだ中で特に全部支給分が160人で，8,010万3,000円の当初見込みが127人で6,650万2,000円の支給と見込まれ，また第2加算分が122人で7,320万円の当初の見込みが95人で5,690万円見込まれ，一部支給分につきましては106人から112名ということで，これは増加しておりますが支給額につきましては16万3,000円の減ということで，それから新規認定者の見込み数が当初25人から15人見込まれるということで，今回1,539万4,000円を減額するものでございます。当初見込んだ対象人数，支給額より下回ることが見込まれるため，補正減とするものでございますが，今後も対象者の状況や対象人数等については精査を行い対応してまいります。

続きまして，4目の児童クラブ費につきまして15節工事請負費533万円についてお答えいたします。今回の補正につきましては，国からの地域活性化緊急安心実現総合対策交付金事業により取り組むものでございます。児童クラブ室へのエアコン設置ということで，おおた児童クラブへ2台，ほんだ児童クラブへ1台，せや児童クラブへ1台のエアコン設置ということで，今回の補正で計上したものでございます。

以上でございます。

議長（黒沢義久君） 産業部長。

〔産業部長 赤須一夫君登壇〕

産業部長（赤須一夫君） 議案88号一般会計補正予算，16ページ商工振興費，奨励金546万5,000円についてのご質問についてお答えいたします。この奨励金は常陸太田市企業等立地促進条例第4条第1号の規定に基づく企業等立地奨励金であります。本市の工業団地へ進出した企業に対し固定資産税及び都市計画税相当額を操業開始の翌年から3年間交付するものであります。対象企業としましては，常陸太田工業団地の製缶・機械加工業，237万7,300円及び宮の郷工業団地の木材チップ製造業社308万6,800円の2社で，両者とも今年度から交付の1年目であります。

以上でございます。

議長（黒沢義久君） 22番立原正一君。

〔22番 立原正一君登壇〕

22番（立原正一君） 2回目の質疑に入ります。初めに、議案第76号でございますが、ご答弁いただきましてありがとうございます。

その中で、場所そのものについて、それから内容について一応理解をいたしますけれども、私の考えている意見を述べさせていただきますと、ご提示がありました大森適地ということにつきましては、これは東部地区、日立市との隣接部の日立の赤羽地区と呼ばれているところであります。確かにあそこに日立地区の工業団地がございます。しかし、太田といたしますと、あのエリアは説明ありましたようにみのわ線とそれから県道との中間点の谷底なんです。それで、田んぼ、畑、原野、そういうところで中に入る道路は一本もないわけですよ。要は県道からみのわ線、それからみのわ線から県道に抜けるその道路が本当に企業立地する、今言われました13業種も呼び込むような土地であるとすれば、既に都市計画ができてしまってもうはかになると思います。設置されたのが四十五、六年のころですか。そうしますと、相当たっておりますから、5年に1回ずつ見直しをしましても道路の1本や2本はできていて当たり前のところだと私は聞いております。あの辺に今説明がありましたように、13業種を見ていきますとすばらしい業種となっているわけです。そのところを今回こうして取り上げてきたわけではありますが、私はその大森地区については、確かに場所的には日立の工業団地に隣接していますから、適地として見るのもいいでしょうけれども、ただ、やはり企業を呼ぶ場合にはそれなりの施策を講じて、どこからも入れますからどうぞという宣伝効果も全く何もないところにいつまでも適地と言っていること事態に疑問を持ちまして、その点を1点再度その辺のところのこれまでの動きとこれからどうするかをまずお伺いしたい。

それから、次に第77号でございますが、いろいろこれもご説明いただきまして、行政の考え方はわかりませんが、私の質問した中でこの辺は、まず一つは各界を代表する者の人数そのものは規定されていないから、規定したらどうだということに対しましては、いろいろご説明いただいたわけではありますが、それはそれであると思いますが、少なくとも市長自身がどのように考えて人数を張り付けるのかわかりませんが、前もってその辺には、ある程度の数字も入れておいてもよかったんじゃないのかなと思っているわけでございますが、あえてそこを入れないで、これから付けようという考え方をもう少しお聞かせいただきたいと思っています。

それから、公募でございますが、私は何でこう言うかといいますと、今までにその任命を受けてやってきた方たちの話を聞きますと、非常にその方たちは息苦しいという方も中にはおるんですよ。それは各種委員会に、例えば教育の問題とか、各種審議委員会とか、各委員会とかやってきましたが、任命されることは非常にありがたい。しかし、その後何回も出て、話を聞くようになりますと、やはり自分は自分の考えを持っているけれども、それはなかなか言えない。そういう話も聞くわけでございます。だとすれば、やはりこういう各界に精通している方を市長が選ばなくても、公募すれば幾らでも私は出てきていただいて、本当に市民参加の行政ができるだろうと思いますことから、公募でもってやれないかと。ですから、全人数、15人全部をやると

いうことでもないわけです。本来はそのほうがいいんでしょうが。例えば、その中で半数ぐらいは公募をやって、そんなことのお考えもあってもいいだろうと思うんです。その点をもう1回質問したいと思います。

それから、第82号でございますが、ここでも都市計画ですが、この辺も説明いただきまして、ここで細かな項目に分けましたが、本当にありがとうございます。

それで、ここで2回目にお伺いしたのが、その学識経験者5人から2人に変更した。それから、あとその総合人数を12人から13人にした。これは安全・安心を基準にしてあって、変更の目的で書いてある目的でありますからそれはわかりますし、警察も入れるから一人増やしたと。そこでまず疑問を持っておりますのが、この市議会議員の5人以内、これはそのままずっとです。今、多分ここに出ています、常任委員会の中からも出ているんだなと思っておるわけでございます。この辺のところも存続された中で、温存された中で増やしているわけでありまして、その点に疑問を持ちますものですから、その点をお聞かせいただきたい。その辺の見直しはしないのか。

それから、議案第84号でございますが、いろいろ話をいただきましたが、同じような事業をしているのが取手にあるという話でございます。これに現存している、今、現状やっている会社でだめなのか。それで、この会社は入札とか何かあるんですが、どれぐらいの件数の入札者があって、ここに至った背景、それとその現存する企業では、その方は入札に入ってきたかどうか、その点をお伺いしたい。

それから、議案第88号でございますが、これにつきましては説明いただきまして理解をいたしますので結構でございますが、まず款3の民生費のところで見通しというものが、つかむのが難しいのかなとは思いますが、行政ですからある程度のデータを持っているわけでありまして、見積もり時に問題があったのかなということも疑問に持つわけでございますが、やはり予算時期にこれだけの1,500万円からの削減をするということになりますと、その他にもやってもらいたい事業があるわけです。そういうことを考えますと、もう少し調査をした中で、なるべくこういう大きな数字を残さないような当初の見積もりをお願いしたいということを要望いたしまして、2回目の質疑を終わりたいと思います。

議長（黒沢義久君） 答弁を求めます。建設部長。

〔建設部長 富田広美君登壇〕

建設部長（富田広美君） 2回目のご質疑にお答え申し上げます。

議案第76号常陸太田市常陸太田工業団地等の固定資産税の課税免除に関する条例の改定についてでございますが、この中の大森町適地に関するご質問でございますが、大森町適地におけます都市計画上の考え方についてでございますが、大森町適地は日立市の久慈鉄鋼団地と隣接し、国道6号、日立港につながる道路もあることから、議員ご案内のように工業地域に指定してございます。現在までに工場の立地が進んでいないものの定住促進のためにも工場立地を推進していく必要がありますことから、今後の推移を見守ってまいりたいと考えております。このため、市街化区域の見直し等は現在のところ考えておりません。

次に、議案第82号常陸太田市都市計画審議会条例の一部改正についての中で、議員の人数を見直さないのかというご質問がございますが、現在、議員の定数は5人以内とされておりますが、議会からご推薦いただいておりますのは、各常任委員会から1名ずつ計4名でございます。今後、議員定数の削減によりまして、常任委員会等についても動きが出てくることも予想されますので、今後その辺についても協議させていただきたいと考えております。

議長（黒沢義久君） 市民生活部長。

〔市民生活部長 五十嵐修君登壇〕

市民生活部長（五十嵐修君） まず、1点目の委員の数の定めでございますけれども、現在の委員の数を申し上げますと、産業界代表が2名、住民代表が8名、一般公益代表が2名、学識経験者、これは専門家でございますけれども、3名を委嘱をしております。ごらんのように住民代表が半分以上になりますので、今後も住民代表を多く登用し、あるいは、女性を登用していきたいと考えております。

2点目の今後の件でございますけれども、この間、審議会を開催しております。その中で、中身の濃い多様な議論をいただいておりますので、この条例によりまして、一層の役割の期待をしていきたいと思っております。また、息苦しいという発言もございましたけれども、これについては会議の、あるいは審議会のあり方について事務局として努力をしてみたいと思っております。

以上です。

議長（黒沢義久君） 教育次長。

〔教育次長 根本洋治君登壇〕

教育次長（根本洋治君） 議案第84号の2回目の質問にお答えいたします。

まず、現在、サンアメニティという会社が指定管理を行っておりますが、この会社につきましては、今年度で契約が切れるわけでございますが、今回、来年度から3カ年の指定管理ということで今提起をしておりますが、公募する際の法人の資格としまして、当該法人等が市または他の地方公共団体から指定管理の取り消しを受けていないということが条件として入れました。実は、このサンアメニティは城里町の「ホロルの湯」の指定管理を受けておりましたが、社内の事情によりまして途中で辞退をいたしました。その結果、町から指定管理の取り消しを受けておりますので、今回、サンアメニティについては、応募資格がなかったということでございます。

次に、今回10月22日から11月7日までに公募したわけですが、応募がありましたのは、今回提起をしております株式会社アメニティエンジニアリング1社のみでありました。

以上でございます。

議長（黒沢義久君） 22番立原正一君。

〔22番 立原正一君登壇〕

22番（立原正一君） 3回目の質疑に入ります。議案第76号でございますが、これにつきましてご答弁いただきました。

まず、適地ということにつきましてのご答弁をいただきまして、今後の推移を見守ると。それ

から現状の都市計画区域についての見直すことは考えないということでございますから、これを見直しますと、結構な収出面での損が出ますから、それはそのとおりかと思いますが、ただ、私は、だとしますと、やはり都市計画によりますと、5年に1回は見直しすべきとなっているわけでありまして、少なくとも先ほど申しましたように、そういうふうなことでもって、これからそのエリアを適地として存続、持続してお迎えするというのであれば、道路等の事業をそこにやるべきだということを考えるわけでありまして、あの地域の方は相当にやはりご苦労されてます。以前は、田んぼ、畑だったんです。ところが、もう皆さん高齢化になりまして、それを全然やりませんから、それが木が生えたり、草が生えたり、雑草地区、原野になっているんです。そういうところに、都市計画税を出せということでやっているわけでありまして、税金だけ取っていたんでは、何をかいわんやだと私は思います。あくまでも、住民いじめにしかならないわけです。そういう中で、やはりいただくのであれば還元をする。これが常道だと思うんです。その辺の考えを1回お聞かせください。

それから、第82号につきまして、お話としますとわからなくはないわけですが、やはり、この学識経験という、都市計画の中で行きますと、今までは市民参加ということについても当然これは先ほど説明があったように、市内に在住の方から選んでいるということでございます。今までも市民参加だったと思うんです。それをあえて学識経験という、その職に精通している者の数を減らしまして、市民を3人入れるということ。それであれば、この辺は公募にしてもいいのではないかと。今までの本市に在住者のそういう学識経験を有する者が5人も入っていたわけですから。それを2名にして、新たに、市民3人以内を入れるということとしますと、この3人については、やはり公募にいたしましてやるのが本来の本市にかかわるいろんなご意見をいただけるだろうということでございますが、その1点だけを再度質疑したいと思います。

それから、第84号でございますが、いろいろ現行のお願いしております事業者の問題があったかどうかですけれども、ある自治体の方からの話があってそうしたということでございますが、聞きますと、現行の会社の資本が随分流れている会社だということでありまして、資本が流れているということはやはり人間でいえば血液が流れているわけですから、相当なご指導をいただいていると思いますから。これはこれで見守っていきたいということで理解をしていきたいと思っております。

それから、最後に予算でもいただきましたんですが、これにつきましては、先ほどお話ししましたように、やはり予算の設定時のときにはよく調査をした中で、後になってそれが、予算から余ったが、そこで落とせばいいんだということにならないように、たくさんの事業ができるような形の中での予算編成を要望いたしまして、私の質疑を終わりたいと思いますが、残されました3回目の質疑内容についてのご説明をいただきたいと思っております。

議長（黒沢義久君） 答弁を求めます。建設部長。

〔建設部長 富田広美君登壇〕

建設部長（富田広美君） 3回目のご質疑にお答え申し上げます。

まず、議案第76号常陸太田市常陸太田工業団地等の固定資産税の課税免除に関する条例の改

定についての大森町適地のご質問でございますが、企業誘致、立地につきましては、その地域のインフラ整備が必要だということでございます。企業立地が先なのか、インフラ整備が先なのかという議論もでございますが、この辺につきましては、今後、担当企業誘致部局ともあわせまして、検討してまいりたいと考えてございます。

次に、議案第82号常陸太田市都市計画審議会条例の一部改正についての中で、市民の公募についてでございますが、先ほども申しましたように都市計画は市民の権利を一部制限するということもございますので、適任である方を従来どおり市長が任命するということで考えてまいりたいと思っております。

議長（黒沢義久君） 次、26番宇野隆子君の発言を許します。

〔26番 宇野隆子君登壇〕

26番（宇野隆子君） 宇野隆子です。通告順に議案の質疑を行います。

議案第76号常陸太田市常陸太田工業団地等の固定資産税の課税免除に関する条例の制定についてを初め、議案第77号、議案第82号、議案第88号、議案第92号から議案第95号までの8件について、質疑を行います。

まず、議案第76号の常陸太田工業団地等の固定資産税の課税免除に関する条例の中で、第2条定義の3項適用業種、これは13業種ということで先ほど同僚議員の質疑の中で説明がありましたけれども、第3条の適用を受ける範囲、第4条の期間、3年間とありますけれども、現在、当工業団地内にある事業所でこの免除の対象となる事業所があるのかどうか伺いたいと思います。

次に、議案第77号市の環境基本条例についてです。人に優しく環境を大切に作る社会をつくる視点で条例を今度つくられたということは大きな意味があると思います。また、基本理念に基づいて、市、市民、事業者が環境保全を協働して推進する上でも大事なことだと思います。そこで、二、三伺いたいと思います。先ほど、同僚議員からも質問がありまして、環境審議会の審議委員については少し重複する部分もあると思いますけれども、よろしく願いいたします。

1つは、ページ22の第4条から第6条に「市の責務」、「市民の責務」、「事業者の責務」ということで挙げておりますが、本市に訪れる人も多く、「滞在者の責務」も必要だと思います。この点については、原案づくりの中で検討されなかったのかどうか伺いたいと思います。

それから、ページ25の環境審議会についてです。第19条4項で委員が15人以内で組織するとありますけれども、同じく2項で市長の諮問に応じて調査審議するということで、4つ挙げられておりますが、この広範な分野にわたっておるので、住民の声が十分反映できる審議会にする上からも委員の人数なんですけれども、これが15名以内ということではなくて、20名以内であってもよいのではないかと思うんです。どのように委員数については検討されたのか伺いたいと思います。ちなみに最近つくられた石岡市とか、東海村の条例を見ますと、20名以内で組織されております。この点について伺いたいと思います。

それから、委員の選考に当たっての留意点ですけれども、先ほどの答弁の中でも、広い分野から選出していきたくと。広い知識を持った方々をということでお話がありましたけれども、それから、同僚議員からの公募、やっぱりこれも努力していく必要があるのではないかと思います。

このページ25の経過措置の中で現在の環境審議委員が委員として任期まで委嘱されたとみなすとありますけれども、そこで見ますと、先ほども説明がありましたけれども、15名の中で大変女性の比率が低い。13.3%、15人のうち2名ということなんで、今後やはり、先ほどもありましたけれども、女性の比率を高めるといことは十分努力していただきたいと思います。それから、委員の委嘱に当たって、これも先ほど質疑の中でありましたけれども、一人の方が幾つかの審議委員になっているというケースもあるわけです。ですから、そういう部分は最低二つの委員会ぐらいを兼任するというようなところで、そういうことも含めて、留意点について伺いたいと思います。

次は、都市計画審議会条例についてですけれども、ここでは、これも先ほど同僚議員から委員の構成の見直しの理由ということで質疑がありまして、内容はわかりましたけれども、私は先ほど説明がありました関係行政機関の職員1名増ということで、これについては太田警察署の署長を予定しているということではありますが、そこでなぜだという質疑の中で、まちづくりに対する安心・安全ということで答弁がありましたけれども、非常に安心・安全というところで太田警察署長とストレートに結び付けるということは、非常に便宜上なされたわけではないと思いますけれども、例えば現在駅前の周辺のまちづくり計画が出されておりますが、そういう場合の道路の形態等々、そういう場合に確かに警察署長がいれば、いろいろ参考になる審議もできるかと思えますけれども、でも、それ以前に執行部から出されるこういう図面が、それはやはり必要なら警察署に行って調べたりしたものが、安心・安全の図面が出されてくるわけです。それについて、審議委員は審議するわけです。ですから、私はやはり先ほどのまちづくりに対する安心・安全ではなくて、安心・安全なまちづくりのためにきちんと執行部が責任を持って出すものを審議委員が審議するという形にすれば警察署長、4年の任期の中には途中かわる場合もあると思うんです。そういう方ではなくて、やはり長く太田に住んで、太田のまちづくりをどう進めていくのかという中で増やすならば学識経験者を増やすとか、市民を3人以内を増やすとか、私はそのほうが都市計画審議会条例の審議委員の役割としては十分な審議が市民の立場で市民の意見を反映する立場でできるのではないかと思うんですけれども、そのあたりのお考えを伺いたいと思います。

議案第88号平成20年度の一般会計補正予算について、2点伺うことになっておりましたけれども、そのうちの1点については先ほどありました駅周辺整備にかかわる900万円についてですので、先ほどの説明でわかりましたけれども、私ども、全員協議会で、例えば駅周辺整備の図面が出されるわけです。そういうところの説明を受けるわけですが、先ほどの説明ではこういう駅の途中の屋根を一体化すると。そういうことで変更すると。予算関係でも負担が少なく済むという話がありましたけれども、やはりそういう今重点施策として上がっているものについては、補正予算に出す前に少し全員協議会の中で事前に説明をいただきたいと。これを一つ要望しときたいと思います。この900万円の負担金から委託料についてはわかりました。

もう一つ、ページ11の歳入の市債についてです。款6総務債ですけれども、3億3,600万円、水府庁舎整備事業債借換債、水府総合センター整備事業債借換債ということで、借りかえるのには利子そのものが低利になるということであると思えますけれども、償還期間ですけれども、

これは何年ぐらいになるのか。それから、今後それに伴う財源措置と申しますか、この考えについて伺いたいと思います。

その他、下水道、それから農業集落、戸別合併処理浄化槽、簡易水道につきましては、それぞれ減額補正になったところで各1点のみ伺っていきたいと思います。下水道関係ですけれども、ページ8の歳出、特環下水道費8,958万7,000円減の補正ですけれども、これについては、金砂郷地区内の道路関係で開発事業者に寄附がもらえなかったという説明が本会議でありましたけれども、この辺の状況を今後どのような考えで残る部分を進めていくのか伺いたいと思います。

それから、農業集落ですけれども、これもページ8の歳出ですが、15節工事請負費1億6,200万円、管路整備工事ですけれども、入札差金が5,000万円ぐらいこのうちにあるんだということですが、工事費の算定についても大きな契約差金が出たということは当初予算の中でどういう工事費の財源措置をしたのか伺いたいと思います。

それから、戸別合併処理に対してですけれども、これもページ8、歳出の工事請負費、浄化槽設置工事ですけれども、この補正額7,398万5,000円、補正前の額に比べますと、約2分の1の減額補正と、48%ぐらいの減額補正になっているわけですが、この歳入を見ましても受益者負担金、これが設置基数の減ということで減になっておりますけれども、この減額になった理由、設置基数が少なかった理由についてと今後どのように進めるのかということで伺いたいと思います。

簡易水道です。簡易水道事業、この配水費の管の配管費1,425万1,000円の減ですけれども、国道461号の配水管布設がえの工事だということで、県がする道路工事の減に伴う減額であるという説明がありましたけれども、これは県の工事にかかわる問題ですけれども、県の工事が当初何メートルぐらい見込んでいたのか。そのうち、何メートルまでの工事が配水管布設がえ工事ができたのかということです。それで、こういう減額の問題ですけれども、今後の見通しはどうかということで伺いたいと思います。

以上、8件についてご説明よろしく願いいたします。

議長（黒沢義久君） 答弁を求めます。総務部長。

〔総務部長 川又善行君登壇〕

総務部長（川又善行君） 総務関連のご質問にお答えいたします。

まず、議案第76号常陸太田市常陸太田工業団地等の固定資産税の課税免除に関する条例の制定についての中で、本条例の適用を受ける事業所の有無はとのご質問がございました。

この条例の適用を受けるためには、企業が企業立地計画を立て、県知事の承認を受けることとなります。現在、県知事の承認を受けた企業立地計画はございませんので、平成21年度における適用企業はございません。

次に、議案第88号平成20年度常陸太田市一般会計補正予算の中の11ページの市債についてでございます。今回、借りかえる市債は水府庁舎整備事業債と水府総合センター整備事業債でございます。借りかえ後の償還計画ということでございますが、10年償還を予定してございまして、金利は2%前後になるものと見込んでおります。

次に、財源措置についてでございますが、水府庁舎整備事業債は合併推進債で借り入れておりまして、元利償還金の50%が普通交付税に算入されます。また、水府総合センター整備事業債については、地域総合整備事業債で借り入れておりますので、これにつきましても元利償還金のおおむね50%程度が普通交付税に算入されてございます。

以上です。

〔「期間は、10年ぐらいですか」と呼ぶ者あり〕

総務部長（川又善行君） 10年です。失礼しました。

議長（黒沢義久君） 市民生活部長。

〔市民生活部長 五十嵐修君登壇〕

市民生活部長（五十嵐修君） 議案第77号常陸太田市環境基本条例の2点の質疑にお答えいたします。

まず第1点目の、「滞在者の責務」が入っていない理由でございますけれども、本市の環境は、本市の市、市民、事業者が守るのが基本であるという考えから、「滞在者の責務」を入れなかったものであります。検討委員会で検討したのかという質疑でございますけれども、具体的に検討はしておりませんが、当然委員会としては滞在者にも期待をしているところでございます。

2点目の環境審議会の委員構成が少ないのではないかと。さらに、委嘱する場合の留意点についてのご質疑でございますけれども、委員数についてはこれまでの審議会の運営を見ましても15名程度が適正であると判断をしたところでございます。また、何らかの課題が発生した場合には、委員会規則第4条で専門委員会を置くことができとなっておりますので、この専門委員会の中で対処をしていきたいと思っております。さらに委嘱する場合の留意点でございますけれども、各界からの選出についてはこれまでの審議において幅広い視点での多彩な意見が出ており、有意義な方法と思っております。さらに、市としては期待をしているところでございます。議員発言の女性委員の委嘱や環境に関心を持ち活動をしている市民の委嘱については、環境対策は市民一丸となって取り組むことが最も重要でありますので、基本的には議員ご発言のような市民の方を委嘱するということになると考えております。

以上でございます。

議長（黒沢義久君） 建設部長。

〔建設部長 富田広美君登壇〕

建設部長（富田広美君） 建設部関係のご質疑にお答え申し上げます。

まず、議案第82号常陸太田市都市計画審議会条例の一部改正の2件について、行政機関の委員の追加に関するご質疑でございますが、都市計画審議会でございますが、計画案それ自体の可否を審議するだけではございませんので、それだけではなくて、市民から提出されました意見などと、計画案の目的、効果などを比較いたしまして、市民への制限の必要性を判断するものでもございます。このようなことから、現在ある市民のニーズに対応した方のご意見をいただく必要がありますものですから、今回安心・安全という市民のニーズの高まりを受けまして、行政機関としての警察からのご意見をいただくという必要性がありますので、常陸太田の警察署長に加わ

ってもらうものでございます。警察署長の委員でございますが、県内でも那珂市を初め、10の市町村で委員としているところでもございます。

次に、議案第92号下水道事業費についてでございますが、これからの特環下水道事業をどのようにしていくのかということでございますが、団地内道路につきましては市道へ寄附をしていただいて工事をするということで進めております。この中で、団地内道路の寄附につきましては地権者の皆様方の全員の同意が必要でございますが、なかなかまとまらない状況でございます。今後も継続して寄附についてご相談してまいりたいと思います。工事につきましてはそのような状況を見まして、寄附のまとまった私道への工事を今後考えていくようにして、減額のないように進めてまいりたいと考えてございます。

続いて、議案第93号農業集落排水事業費でございますが、入札差金が出た理由ということでございますが、入札差金につきましては幾らかということは前もって、あくまでも入札の結果でございますので、把握はできませんので、これは入札の結果だということでご理解いただきたいと思っております。今回、農業集落排水事業費の減額につきましては、入札差金のほかに国道349号で予定しておりました工事が関係機関との協議がまとまらずに来年度施工となったことも一つの減額の理由となっております。

次に、議案第94号戸別合併処理浄化槽設置整備事業費についてでございますが、今年度は昨年度実施しておりました個人設置型の補助の実績を踏まえて100基を戸別合併処理浄化槽の新設置型に申し込みがいただけるということを想定いたしまして、100基というのを当初計上いたしました。しかし、結果として50基の申し込みとなったところでございます。この理由についてでございますが、新たな事業ということでPRが十分ではなかったということもありますので、今後はPRを徹底いたしまして住民の皆様方に事業のほうを申し込みをいただけますよう努めてまいりたいと考えてございます。

議長（黒沢義久君） 水道部長。

〔水道部長 高橋正美君登壇〕

水道部長（高橋正美君） 議案第95号、簡易水道のご質問にお答えいたします。

平成20年度、今年度の予定が480メートル、うち実施が114メートルとなっております。今後の見通しにつきましては、11月に県と打ち合わせを行いまして、残り1,320メートルのうち、平成21年度307メートルについて布設がえを依頼したいという話がありました。

以上です。

議長（黒沢義久君） 26番宇野隆子君。

〔26番 宇野隆子君登壇〕

26番（宇野隆子君） 2回目の質疑をいたします。

議案第76号常陸太田工業団地等の固定資産税の課税免除に関する条例の制定ですけれども、このページ16の第3条、第4条ですけれども、私、読み違えなのかなと思うんですけれども、第4条「前条に規定する課税免除の期間は、この条例の規定の適用がなかった場合においては前条に規定する固定資産に対して新たに」ということですので、今既存の施設が工業団地にあ

るわけですが。この免除適用申請書の中で、土地、家屋、償却資産とありますけれども、家屋とか償却資産で家屋などは大体30年ぐらいあるのかもしれませんが、そういう固定資産として残っている部分ですけれども、こういうところに既存の施設でも課税免除の対象になるところがあるのかなというようなことで、ここを読み取ったわけなんですけれども、そういうことではなくて、適用要件がありますけれども、県の知事の認可を受けて新たな施設ということなんです。では、そういうことでこの点についてはわかりました。

環境基本条例については先ほどの説明でわかりましたので、市の環境保全ということではこれからはますます条例そのものが基本理念に沿って生かされることを願っていきたいと思います。

都市計画の審議会の委員の組織構成ですけれども、これについては私は安心・安全というところについては考えるのは警察署長ばかりではないと。必要ならば事前にやはり警察署に行って、執行部で聞いてきて、そういう中で計画案を示すべきではないかなというところで、私と考えが違いますけれども、ここは質疑は1回目の質疑でとどめておきたいと思います。

それから、補正予算については説明でわかりました。要望も兼ねまして、2回目は質疑はありません。

ありがとうございました。

議長（黒沢義久君） 以上で質疑を終結いたします。

議長（黒沢義久君） ただいま議題となっております議案第76号から議案第97号まで以上22件については、お手元に配付してあります議案等委員会付託表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

議長（黒沢義久君） 以上で本日の議事は議了いたしました。

次回は、12月18日定刻より本会議を開きます。

本日は、これにて散会いたします。

午前11時21分散会